

特別養護老人ホーム はだの松寿苑

重要事項説明書

※当施設では入居者に対して介護福祉施設サービスを提供します。

本重要事項説明書は、当施設とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 施設経営法人の概要

1	法人名	社会福祉法人 寿徳会
2	法人所在地	神奈川県秦野市戸川 381-12
3	電話番号	0463-74-2003
4	代表者職・氏名	理事長 久保谷 勤
5	設立年月日	昭和56年 4月 1日

2. 利用施設の概要

1	施設の種類	指定介護老人福祉施設 平成17年12月1日指定 神奈川県・第1472800919号
2	事業所の名称	特別養護老人ホーム はだの松寿苑
3	事業所の所在地	神奈川県秦野市戸川 381-12
4	電話番号	0463-74-2003
5	FAX番号	0463-75-4001
6	電子メール	info@hadanosyojuen.com
7	ホームページアドレス	http://www.hadanosyojuen.com
8	施設長(管理者)	久保谷 和明
9	開設年月日	平成17年12月 1日
10	利用定員	100人 (1ユニット10名×10ユニット)

3. 設備の概要

設 備	室 数
個 室	100 室
食 堂	10 室
浴 室	13 室 ユニットバス 10 機械浴 3
医 務 室	1 室
談 話 室	4 室

※当施設では全室個室となっております。居室の場所に関しましては、入居者の心身の状況や居室の空き状況などを勘案し、当施設にて調整させていただきます。

4. 職員の配置状況

当施設では、入居者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

	職 種	配 置 人 員
1	施設長(管理者)	1名 (常勤・兼務)
2	生活相談員	2名以上 (常勤・兼務1 非常勤・専従1)
3	介護職員	45名以上 (常勤・専従35 非常勤・専従10)
4	看護職員	5名以上 (常勤・兼務1 非常勤・兼務4)
5	機能訓練指導員	1名以上 (常勤・専従)
6	介護支援専門員	1名以上 (常勤・兼務)
7	管理栄養士	2名以上 (常勤・専従)
8	医師	1名 (嘱託)

5. 当事業所が提供するサービス内容と利用料金

当事業所が提供するサービスには、①利用料金が介護保険から給付されるものと、②利用料金を全額契約者に負担いただくものの2種類があります。

介護保険から給付されるサービス内容とご利用料金

以下のサービスについては、介護保険法および厚生労働省令により通常、利用料金の9割または8割または7割が介護保険から給付されます。
各種減免措置等に該当される方は、制度に従ってご利用料金を負担していただきます。

サ ー ビ ス の 内 容

項 目	内 容
食 事	管理栄養士のたてる献立により、栄養並びに入居者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。 (時間) 朝食8:00～ 昼食12:00～ 夕食18:00～
入浴または清拭	入居者の身体の状況に合わせ、一般浴、中間浴、特浴または清拭を週2回以上実施いたします。
介 護	排泄、食事、着替え、体位交換、移動など、入居者の身体の状況に応じて介助を行います。
機能訓練	入居者の残存能力を最大限に生かし、維持向上を図るための機能訓練や生活リハビリのサービスを行います。
相談及び援助	入居者からの生活上の相談、ご家族との連絡調整、行事企画、行政手続き代行等を行います。
健康管理	入居者の健康管理、看護処置、衛生管理を行います。また、容体の急変など緊急時には、救急当番医または協力医療機関等にて受診できるよう、連絡・調整を行います。 鶴巻ブレストクリニック(嘱託) 秦野赤十字病院(協力医) 丹沢病院(協力医) 八木病院(協力医) 神奈川病院(協力医) 山田歯科(協力医) アツギトレリス歯科(協力医)
その他	自立支援のため、可能な限り契約者が離床していただけるよう援助します。

はだの松寿苑入居利用料金表

負担割合証 1割

ご利用料金

(令和7年4月1日)

1日あたり

	サービス利用料金 (単位数)
要介護1	689円 (670)
要介護2	760円 (740)
要介護3	837円 (815)
要介護4	910円 (886)
要介護5	981円 (955)

	食事代
介護負担限度額認定証 (第4段階)	2,000円
介護負担限度額認定証 (第3段階) ②	1,360円
介護負担限度額認定証 (第3段階) ①	650円
介護負担限度額認定証 (第2段階)	390円
介護負担限度額認定証 (第1段階)	300円

食事代 (1日あたり, 朝食600円 昼食720円 夕食680円)

	介護負担限度額認定証 (第4段階)	介護負担限度額認定証 (第3段階) ①・②	介護負担限度額認定証 (第2段階)	介護負担限度額認定証 (第1段階)
居室代 (ホテルコスト代)	3,500円	1,370円	880円	880円

加算関係

1日あたりの料金 (単位数)

初期加算	外泊時費用	栄養マネジメント強化加算	日常生活継続支援加算	夜間職員配置加算
31円 (30)	253円 (246)	12円 (11)	48円 (46)	19円 (18)
個別機能訓練加算 (I)	個別機能訓練加算 (II)	個別機能訓練加算 (III)	看護体制加算 (I)	看護体制加算 (II)
13円 (12)	21円/月 (20)	21円/月 (20)	5円 (4)	9円 (8)
看取り介護加算 (死亡日45日前より31日前)	看取り介護加算 (死亡日30日前より4日前)	看取り介護加算 (死亡日前々日、前日)	看取り介護加算 (死亡日)	科学的介護推進体制加算 (I)
74円 (72)	148円 (144)	699円 (780)	1,315円 (1280)	41円/月 (40)
科学的介護推進体制加算 (II)	介護職員等処遇改善加算 (I)	高齢者施設等感染対策向上加算 (I)	高齢者施設等感染対策向上加算 (II)	精神科医師定期的療養指導加算
52円/月 (50)	注1	11円/月 (10)	6円/月 (5)	6円 (5)
協力医療機関連携加算	退所時情報提供加算	ADL維持等加算 (I)	ADL維持等加算 (II)	生産性向上推進体制加算 (II)
103円/月 (100)	257円/回 (250)	31円/月 (30)	62円/月 (60)	11円/月 (10)
新興感染症等施設療養費				
247円 (240)				

入居当日よりかかる加算

入居後プランを立て、了承を頂いた後かかる加算

入居されて30日間のみかかる加算

入院や外泊をした場合、月6日を限度にかかる加算

(注1) 基本サービス費と各種加算を加えた総単位数に14.0%乗じた点数が単位数となります。

1日あたり合計 (サービス利用料金、居室代、食事代を合計した金額+加算)

	第4段階	第3段階		第2段階	第1段階
		①	②		
要介護1	6,189円	2,709円	3,419円	1,959円	1,869円
要介護2	6,260円	2,780円	3,490円	2,030円	1,940円
要介護3	6,337円	2,857円	3,567円	2,107円	2,017円
要介護4	6,410円	2,930円	3,640円	2,180円	2,090円
要介護5	6,481円	3,001円	3,711円	2,251円	2,161円

はだの松寿苑入居利用料金表

負担割合証2割

ご利用料金

(令和7年4月1日)

1日あたり

	サービス利用料金 (単位数)
要介護1	1,377円 (670)
要介護2	1,520円 (740)
要介護3	1,674円 (815)
要介護4	1,820円 (886)
要介護5	1,962円 (955)

	居室代 (ホテルコスト代)
通常料金	3,500円

	食事代
通常料金	2,000円

食事代 (1日あたり, 朝食600円 昼食720円 夕食680円)

加算関係

1日あたりの料金 (単位数)

初期加算	外泊時費用	栄養マネジメント強化加算	日常生活継続支援加算	夜間職員配置加算
61円 (30)	506円 (246)	23円 (11)	94円 (46)	37円 (18)
個別機能訓練加算 (I)	個別機能訓練加算 (II)	個別機能訓練加算 (III)	看護体制加算 (I)	看護体制加算 (II)
25円 (12)	41円/月 (20)	41円/月 (20)	10円 (4)	18円 (8)
看取り介護加算 (死亡日45日前より31日前)	看取り介護加算 (死亡日30日前より4日前)	看取り介護加算 (死亡日前々日、前日)	看取り介護加算 (死亡日)	科学的介護推進体制加算 (I)
148円 (72)	296円 (144)	1,397円 (780)	2,630円 (1280)	82円/月 (40)
科学的介護推進体制加算 (II)	介護職員等処遇改善加算 (I)	高齢者施設等感染対策向上加算 (I)	高齢者施設等感染対策向上加算 (II)	精神科医師定期的療養指導加算
103円/月 (50)	注1	21円/月 (10)	11円/月 (5)	11円 (5)
協力医療機関連携加算	退所時情報提供加算	ADL維持等加算 (I)	ADL維持等加算 (II)	生産性向上推進体制加算 (II)
206円/月 (100)	514円/回 (250)	62円/月 (30)	124円/月 (60)	21円/月 (10)
新興感染症等施設療養費				
493円 (240)				

入居当日よりかかる加算

入居後プランを立て、了承を頂いた後かかる加算

入居されて30日間のみかかる加算

入院や外泊をした場合、月6日を限度にかかる加算

(注1) 基本サービス費と各種加算を加えた総単位数に14.0%乗じた点数が単位数となります。

1日あたり合計 (サービス利用料金、居室代、食事代を合計した金額+加算)
保険料段階が4段階以上・課税世帯 (年間収入190万超)

	通常
要介護1	6,877円+加算
要介護2	7,020円+加算
要介護3	7,174円+加算
要介護4	7,320円+加算
要介護5	7,462円+加算

はだの松寿苑入居利用料金表

負担割合証3割

(令和7年4月1日)

ご利用料金

1日あたり

	サービス利用料金 (単位数)
要介護1	2,065円 (670)
要介護2	2,280円 (740)
要介護3	2,511円 (815)
要介護4	2,730円 (886)
要介護5	2,943円 (955)

	居室代 (ホテルコスト代)
通常料金	3,500円

	食事代
通常料金	2,000円

食事代 (1日あたり, 朝食600円 昼食720円 夕食680円)

加算関係

1日あたりの料金 (単位数)

初期加算	外泊時費用	栄養マネジメント強化加算	日常生活継続支援加算	夜間職員配置加算
93円 (30)	758円 (246)	34円 (11)	142円 (46)	56円 (18)
個別機能訓練加算 (I)	個別機能訓練加算 (II)	個別機能訓練加算 (III)	看護体制加算 (I)	看護体制加算 (II)
37円 (12)	62円/月 (20)	62円/月 (20)	15円 (4)	27円 (8)
看取り介護加算 (死亡日45日前より31日前)	看取り介護加算 (死亡日30日前より4日前)	看取り介護加算 (死亡日前々日、前日)	看取り介護加算 (死亡日)	科学的介護推進体制加算 (I)
222円 (72)	444円 (144)	2,404円 (780)	3,944円 (1280)	123円/月 (40)
科学的介護推進体制加算 (II)	介護職員等処遇改善加算 (I)	高齢者施設等感染対策向上加算 (I)	高齢者施設等感染対策向上加算 (II)	精神科医師定期的療養指導加算
154円/月 (50)	注1	31円/月 (10)	16円/月 (5)	16円 (5)
協力医療機関連携加算	退所時情報提供加算	ADL維持等加算 (I)	ADL維持等加算 (II)	生産性向上推進体制加算 (II)
309円/月 (100)	771円/回 (250)	93円/月 (30)	185円/月 (60)	31円/月 (10)
新興感染症等施設療養費				
740円 (240)				

入居当日よりかかる加算

入居後プランを立て、了承を頂いた後かかる加算

入居されて30日間のみかかる加算

入院や外泊をした場合、月6日を限度にかかる加算

(注1) 基本サービス費と各種加算を加えた総単位数に14.0%乗じた点数が単位数となります。

1日あたり合計 (サービス利用料金、居室代、食事代を合計した金額+加算)
保険料段階が4段階以上・課税世帯 (年間収入190万超)

	通常
要介護1	7,565円+加算
要介護2	7,780円+加算
要介護3	8,011円+加算
要介護4	8,230円+加算
要介護5	8,443円+加算

利用料金を全額契約者に負担いただくサービスの内容(介護保険外負担)

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

項 目	料 金	
ホテルコスト(居住費)	1日	3,500円
食 費	1日	2,000円
預かり金出納費用 預かり金の出納手続きの代行をいたします。	月額	2,000円
理美容サービス(月1回) 業者の出張により理美容サービスを受けることができます。	カット他	実 費
喫茶・居酒屋コーナー利用料 喫茶・居酒屋コーナーにて、コーヒー、紅茶等を利用することができます。	1杯	実 費
複写物の交付	1枚あたり(白黒のみ)	10円
写真代	実 費	
外出行事、クラブ活動等の費用	入場料、飲食代、材料費等の実費	
特別な食事(行事食) 特別な食事(酒類等も含む)を提供した場合には要した費用の実費がかかります。	実 費	
契約書に定める所定の料金 入居者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合には、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係わる料金は介護保険法で定められた所定の要介護度別のサービス料金(全額)を頂きます。また、非該当と認定された場合は、直近の要介護度サービス料金を所定の料金とさせていただきます。	法で定められた要介護度ごとのサービス料金	
歯科診療代 歯科医からの請求額(入居者の希望時)	歯科医からの請求額	
健康管理 予防接種代など(入居者の希望により)	実 費	
看取りに関わる費用 看取りに関わる物品代(セーフティセット、エンゼルメイク、浴衣等)	約7,000円程度の実費	
食事・おやつ時以外の飲料代(嗜好品)	1日	120円
持ち込み家電製品の電気代 利用電気代相当額	月額契約料金 (冷蔵庫1台30円/日 テレビ等1台20円/日で計算)	
通院や外出時の代金(車代・運転を含む) 次の場合は除く 緊急受診の場合 協力病院およびそれより近い病院等への通院の場合 徒歩での外出 ユニット行事での外出	4時間以内	5,000円
	4時間超	10,000円
	職員宿泊の場合には職員分の宿泊食事代等を負担していただきます	
その他 クリーニング代、買い物代行等を施設が行った場合。	実 費	

※経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

6. ご利用料金のお支払い方法

前項記載の利用料金は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求させていただきます。翌月27日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- | |
|---|
| ①金融機関口座からの引き落とし
※別途「介護利用口座振替サービス」の申込が必要です。 |
| ②事業所窓口での現金払い |

7. ご利用中の緊急対応方法・協力医療機関

医療を必要とする場合、契約者の希望により、協力医療機関において診療を受けることができます。また、急変等により緊急を要する場合は、近隣の救急病院等へ移送し、診療や入院治療が受けられるよう手配させていただきます。(但し、はだの松寿苑の協力医療機関においては優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

嘱託医療機関

医療機関の名称	鶴巻ブレストクリニック
所在地	秦野市鶴巻北2-2-25 メプレスビル3F
診療科	乳腺外科

8. ご利用の中止(契約の終了について)

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に決めていません。従って、以下のような事由が無い限り、継続してサービスを利用できますが、仮に下記の事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入居者に退居していただくこととなります。

- ①要介護認定により入居者の心身の状況が自立又は要支援と判断された場合。
- ②事業者が解散した場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- ③施設の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑤契約者から退居の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい)
- ⑥事業者から退居の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい)

(1) 契約者からの退居の申し出(中途解約・契約解除)

契約の有効期間内であっても、契約者より当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には退居を希望する日の7日前までに書面を添えてご通知下さい。ただし、以下の場合には即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③入居者が入院された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の入居者が契約者の身体・財産・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

10. 事故発生の防止及び事故発生時の対応について

- ①事故が発生した場合の対応、報告等の方法を定めた事故発生防止のための指針(マニュアル)を整備します。
- ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策についての研修を従業者に対し定期的に行います。
- ③事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。
- ④施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入居者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- ⑤施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- ⑥施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

11. 非常災害対策について

(1) 非常災害時の対応

- ①火災、地震その他の災害における応急対策を円滑に推進するため、防災計画(はだの松寿苑)に基づき実施します。
- ②防火管理者は、関係機関との連絡及び情報収集に努め、その結果を防災計画(はだの松寿苑)に基づき報告します。
- ③非常災害の発生または緊急地震速報(警報/予報)が発表された時は、放送設備等を用いて、その状況、避難方法等について入居者及び職員に知らせると共に、入居者を避難誘導します。
- ④非常災害の発生または緊急地震速報(警報/予報)が発表された時における避難地は、原則玄関前駐車場とし、人員の把握の後、更に安全な場所へ移動します。

(2) 防災訓練の実施について

- ①災害時における入居者及び職員の生命、身体の安全並びに被害の軽減を図る為、防災訓練を定期的に行います。
- ②前項の訓練は年に2回行います。

(3) 防災設備について

消火器、スプリンクラー消火設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、火災通報装置、非常警報器具及び設備、誘導灯、連結送水管、自家発電設備、蓄電池設備、防排煙設備

12. サービス利用に当たっての留意点

当施設のご利用に当たって、施設に入居されている入居者の快適性、安全性を確保する為、下記の事項をお守りいただきます。

(1) 当事業所における面会時間

当事業所における面会時間については以下の通りです。

面会時間:9:00~17:00

※17:30~翌7:30まで正門、玄関を施錠しております。この時間の出入りを希望される場合、事前に職員へご連絡下さい。

(2) 外泊・外出について

外出及び外泊を希望される場合は、事前に所定用紙で届け出てください。

(3) 金銭及び貴重品の管理について

金銭及び貴重品の管理については、自己管理を基本とし、多額及び高価及び貴重な金品については施設に持ち込まないでください。

(4) その他

- ①喫煙については、施設内禁煙とします。所定の喫煙所で喫煙してください。
- ②火気の取り扱いについては、防火管理上使用を禁止します。
- ③設備及び備品の使用については、使用法に従って使用してください。
- ④ペットの持ち込みは、衛生管理上お断りします。
- ⑤入居者の営利行為及び宗教の勧誘及び特定の政治活動は行わないでください。
- ⑥他入居者への迷惑行為は行わないで下さい。